

平成 25 年 9 月 30 日

消費者担当大臣 森 まさこ 殿
経済産業大臣 茂木 敏允 殿
消費者委員会委員長 河上 正二 殿
消費者庁長官 阿南 久 殿

公益社団法人

日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会（通称 NACS）

消費者提言特別委員会

〒152-0031 東京都目黒区中根2丁目13番18号

第百生命都立大学駅前ビル

電話03-3718-4678（代）fax03-3718-4015

eメール advisor-consultant@nacs.or.jp

意見書

～金融・商品先物取引等についての不招請勧誘禁止撤廃に反対します～

時下、貴職ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

当協会（NACS）は、設立 25 周年になりますが、発足当時から大きな活動の一つとしてウィークエンド・テレホンと銘打ち、行政の消費者相談が休みとなる土曜日・日曜日に全国から電話による消費者相談を受けてきました。個別救済はもとより、その相談に内在する消費者被害を惹起する法的不備、あるべき規制の問題等について建設的意見を表明し、消費者法改正や規制強化に寄与してきた実績をもちます。複雑化する消費者被害は事業者と消費者の間の情報の質・量の格差、交渉力の格差により必然的に起こりうる問題でもあるが故に、暮らしの安全・安心を構築するためには常に国には具体的な政策展開を求め、事業者には必要な制度整備を要請してきたものです。

さて、6 月 19 日の衆議院経済産業委員会において、消費者に多大なる被害を起している「不招請勧誘」について「商品先物取引についても金融と同様に不招請勧誘の禁止を解除する方向で推進していく」との寺田内閣副大臣の答弁があったとの報に接し大きな驚きとともに許されざる発言と受け止めました。そもそもの消費者被害は消費者が望みもしない勧誘を受けることから始まりまるのです。これまで「不招請勧誘」の禁止対象を拡大すべきと私達は活動してきました。

「不招請勧誘禁止」については、平成 24 年 8 月に経済産業省産業構造審議会商品先

物取引分科会が、商品先物に関する不招請勧誘規制を維持する旨の報告書をまとめています。また、最近の高齢者・障害者等の消費者被害を見ても、勧誘方法として「不招請勧誘」が横行しており、消費者の判断力不足や記憶力の低さに乗じて契約を強引に締結させる被害が後を絶ちません。「不招請勧誘規制」は商品先物取引に限定せず、金融商品やあらゆる商品や役務、権利にまで対象を拡大していくべきと、あらためて表明する次第です。

今回の政府側発言は、規制改革会議で「不招請勧誘」が規制緩和の対象に上っていることを受けてのものと思われるが、健全な市場経済は「不招請勧誘禁止規制」があつたとしてもなんら阻害されるものではなく、むしろ消費者に信頼される市場としての活性化すら期待されるものと思われます。以上の観点から以下の要望をとりまとめ、提出させて戴きます。ぜひご検討ください。

記

1. 政府は、商品先物取引等に関連する不招請勧誘について、平成 24 年 8 月の「産業構造審議会商品先物取引分科会」の報告書に記載のとおり、不招請勧誘規制を今後も維持すること。
2. 政府は、金融をはじめ、商品先物取引等の不招請勧誘規制を緩和するのではなく、対象を広げ、規制を強化することを志向していくこと。
3. 政府は、規制改革会議の検討が消費者の意見を踏まえず、消費者目線を重視していないとの指摘を真摯に受け止め、同会議の在り方を抜本的に見直すこと。

以上